

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級変更申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年9月10日付けで行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の障害等級変更申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、手帳の障害等級を2級に変更することを求めている。

昨年12月11月と今年2月～休職しています。現在、外出、家事、入浴も1人で入れず夫に介助してもらっている状態です。夫がいない日は入浴、着替えができない日もあります。洗たくは長女19才がかわってしてくれています。動けなく1日中寝ている日も多く普通の日常生活がおくれていません。添付書類「健康保険傷病手当金支給申請書」あり（略）。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 2月21日	諮問
令和4年 5月19日	審議（第66回第1部会）
令和4年 6月30日	審議（第67回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条（別紙3参照）は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態については、別紙3の表のとおりと規定し、また2項において、手帳には障害等級を記載するものとしている。
- (3) 法45条6項は、前各項に定めるもののほか、手帳に関し必要な事項は政令で定めるとし、同規定を受けて、法施行令9条1項

は、手帳の交付を受けた者は、その精神障害の状態が手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至ったときは、障害等級の変更の申請を行うことができる旨定めている。

- (4) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も本件の適用において合理的で妥当なものと解せられる。

- (5) そして、法45条1項の規定を受けた法施行規則23条2項1号の規定によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされており、このことは、同規則29条において準用する28条1項により、法施行令9条1項の規定による障害等級の変更の申請の場合も同じとされていることから、本件においても、上記(4)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

2 次に、本件診断書の記載内容（別紙1）を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害は、「うつ病 ICDコード（F32）」（別紙1・1）とされている。判定基準によれば、うつ病は、「気分（感情）障害」に該当する。

「気分（感情）障害」による機能障害については、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が障害等級1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が同2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が同3級とされている。

なお、留意事項2・(2)によれば、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

イ 以下、これを前提に、請求人の機能障害の状態について検討する。

(ア) 本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」

欄には、別紙1・3のとおり、「出産後の不安、動悸などの症状を主訴として平成28年4月30日初診。上記診断で治療開始し、薬物療法を施行中である。症状の悪化により令和2年10月～12月まで休職し職場復帰したが、令和3年1月より再休職している。現在、まだ改善がみられない状態である。」と記載され、「推定発病時期」については「H28年4月頃」とされている。

また、「現在の病状・状態像等」欄は、別紙1・4のおお

り、「抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分）、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）」に該当するとされ、「現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄は、別紙1・5・(1)のとおり、「抑うつ、無気力感、希死念慮などの精神症状と、動悸、呼吸困難感などの身体症状が続いている。」と記載され、「検査所見」欄は、別紙1・5・(2)のとおり記載がない。

さらに、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄は、別紙1・7のとおり、「症状の悪化のため、現在休職中である。日常生活での困難が大きくなってきている。」と記載され、就労状況については、「その他（休職中）」と記載されている。

(イ) 請求人が手帳の前回更新申請時（令和2年7月3日）に添付した診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（〇〇医師が令和2年6月26日付けで作成したもの。以下「前回診断書」という。）の記載内容は、別紙2のとおりである。

そして、本件診断書の記載内容を前回診断書の記載内容と比較して差異がある点を見ると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄では、「症状の悪化により令和2年10月～12月まで休職し職場復帰したが、令和3年1月より再休職している。」と記載され（別紙1・3）、「現在の病状・状態像等」欄では、「抑うつ状態（思考・運動抑制）」及び「不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）」が追加されている（別紙1・4）。「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄は、前回診断書では「就労はしているが、休職を勧めている。」（別紙2・7）と記載されているが、本件診断書では「症状の悪化のため、現在休職中である。日常生活での困難が大きくなってきている。」（別紙1・7）と記載されている。

そうすると、前回診断書と比較すると、主たる精神障害自体の病状は、やや悪化しているものと読み取れる。

- (ウ) 以上の比較に基づき、本件診断書の記載を検討すると、請求人の機能障害の状態は、抑うつ状態に伴う抑うつ気分、思考・運動抑制、希死念慮、うつ病に付随する不安、身体症状がみられるが、気分変動や妄想、昏迷についての記載はなく、また、うつ病の基本症状である気分、意欲・行動及び思考の障害の程度の具体的な記載は乏しい。

そして、請求人は、令和2年10月から休職し、一度職場復帰したが再度休職しており、安定した就労に困難を伴うことから、通常の世界生活は送りにくく、社会生活に一定程度の制限を受けるものと考えられるものの、発病から現在までの病歴等を考慮しても、入院を必要とするほどの病状の著しい悪化や顕著な抑制や激越等の重篤な病状についての記載がみられないことからすれば、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほど、これらの症状が著しいとまでは認められない。

また、本件診断書においても、主たる病名に関し病状の著しい悪化を示す記載がみられないことから、前回診断書作成時点から本件診断書作成時点までの約1年1か月の間に、請求人の気分障害が著しく悪化したとは認められない。

- (エ) 以上の点について、「気分（感情）障害」の判定基準等に照らして検討すると、請求人の機能障害の状態は、障害等級2級に相当する「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」とまでは認められず、前回更新時と同等の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、同3級に該当すると判断するのが相当である。

## (2) 活動制限について

ア 次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄は、別紙1・6・(3)のとおり、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされており、留意事項3・(6)の表からすると、この記載のみに限ってみれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級2級程度の区分に該当し得るといえる。一方で、「日常生活能力の判定」欄では、別紙1・6・(2)のとおり、8項目中、「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」（判定基準において障害程度3級程度に相当）が7項目、「できない」（障害等級1級程度に相当）が1項目と記載されている。

また、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄は、別紙1・7のとおり、「症状の悪化のため、現在休職中である。日常生活での困難が大きくなってきている。」とされている。このほか、「現在の生活環境」欄は、別紙1・6・(1)のとおり、「在宅（家族等と同居）」と、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄は、別紙1・8のとおり、「なし」と記載され、「備考」欄には、記載がない。

イ 本件診断書の記載内容を前回診断書の記載内容と比較して差異がある点を見ると、「日常生活能力の程度」欄は、前回診断書では「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」とされていたが、本件診断書では「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」になっている。「日常生活能力の判定」欄は、前回診断書では、「適切にできる」とされた「金銭管理及び買物」、「通院及び服薬（要）」、「他人との意思伝達及び対人関係」及び「社会的な手続及び公共施設の利用」が本件診断書では、それぞれ「おおむねできるが援助が必要」に、前回診断書

では「おおむねできるが援助が必要」とされた「趣味・娯楽への関心及び文化的社会的活動への参加」が本件診断書では「できない」になっている。

また、前回診断書では「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄が「就労はしているが、休職を勧めている」とされ、「就労状況について」欄が「一般就労」とされていたが、本件診断書では、それぞれ「症状の悪化のため、現在休職中である。日常生活での困難が大きくなってきている。」、「その他（休職中）」になっている。

ウ 以上の比較に基づき、本件診断書の記載を検討すると、「日常生活能力の程度」欄及び「日常生活能力の判定」欄の各記載によれば、請求人の活動制限の状態は、前回診断書作成時点と比較してやや悪化しているものと読み取れる。

しかしながら、本件診断書の「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄では、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」欄の各項目にある「援助」に関しては、支援や助言を提供する援助者に関する具体的な記載はなく、障害福祉等サービスの利用もない。

そうすると、請求人は、安定した就労などの社会生活上の困難や制約はみられるものの、障害福祉等サービスを利用することなく在宅での生活を維持し、通院治療を継続している状況と考えられる。

そして、留意事項3・(6)によれば、「日常生活能力の程度」における「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」（障害等級2級相当）とは、「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないし重度の問題があつて、『必要な時には援助を受けなければならない』程度のものを言う。」とされており、本件診断書においては、援助の具体的な程度や担い手及び援助の内容について記載がないことからする



と、「日常生活能力の判定」欄において、8項目のうち7項目がおおむね3級相当と判定されている請求人について、障害の程度がここまで高度とは判断し難く、自発的又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のもものと判断すべきものと考えられる。

そうすると、請求人の活動制限については、判定基準等に照らすと、障害等級2級に相当する程度のもとのまでは認められず、前回診断書と同等のおおむね障害等級3級に相当する程度のもものと判断するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限との両面を併せて総合判定すると、請求人の障害程度は、別紙3の表の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(2級)に至っているとまでは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」(3級)に該当すると判定するのが相当であり、これは、請求人に既に交付済みの手帳に記載された障害等級と同等であるから、これと同旨の結論を採る本件処分は、違法又は不当なものとは認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張している。しかしながら、前述(1・5)のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当である(2・3)ことから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1～3 (略)